

仕様書

- 1 件名 沖縄県立芸術大学美術棟地下1階産業廃棄物処理業務
- 2 履行期限 令和5年3月31日
- 契約期間 契約の日から令和5年3月31日まで
- 3 発生場所 沖縄県那覇市首里当蔵町2-2
- 県立芸術大学当蔵第2キャンパス内（別添対象施設参照）
- 4 履行場所 沖縄県那覇市首里当蔵町2-2
- 5 産業廃棄物の種類等
委託者が収集運搬・処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び性状等は次のとおりとする。

番号	廃棄物の名称	産業廃棄物の種類	予定数量 (単位)	処分 方法	廃棄物の性状・荷姿・取り扱う際に 注意すべき事項等
1	テーブル、椅子、棚類、電気機器類、発砲スチロール、板材	・金属くず ・廃プラスチック類 ・木材 ・電気機器類	一式	破碎	性状：固形物 荷姿：バラ（容器等による梱包なし）

- 6 受託者の要件
前項に記載した産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取得していること。
- 7 収集運搬・処分の方法
受託者は、排出事業場の特殊性等を十分に理解し、環境の保全及び排出事業場の業務に支障を来さないよう万全を期すこと。
委託した産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める産業廃棄物の処理基準及び第5項に掲げる方法にて行うこととする。
また、第5項に掲げる方法で処理した後も産業廃棄物である物の処分又は再生を委託する場合には、産業廃棄物処分業者その他他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって当該産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

なお、処理後の産業廃棄物等の処理については、契約締結後速やかに、当該産業廃棄物等の処理方法、運搬先等を明らかにしたフロー図を作成し、運搬先との契約書、産業廃棄物処理業の許可証等の写しとともに提出し承諾を得ること。

8 受託者の事業範囲

受託者は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の許可証の写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

9 登録車両の事前報告

受託者は、契約締結後速やかに、本業務に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

10 委託業務の範囲

(1) 受託者が、委託者の排出する産業廃棄物を収集し、法令等に従い、適正に受託者の処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。

(2) 収集運搬の日時

委託者と協議の上、収集運搬の日時を決定する。

(3) 受託者は、施設の定期点検等により産業廃棄物の収集運搬又は処分を行うことができない期間について、日程等が決定し次第委託者に通知し、この間の産業廃棄物の取り扱いについて協議する。

11 情報の提供

(1) 委託者は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、受託者に提供する。

また、委託する産業廃棄物が日本産業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、委託者はその表示に関する事項を記載し、受託者に情報提供する。

(2) 受託者は、(1)で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、契約の前に委託者に情報の追記を要求するものとする。

(3) 委託者は、契約後(1)及び(2)で提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を受託者に再提供しなければならない。

(4) 受託者は、(3)の再提供を受ける方法について、別紙1の所定欄に記載する。

(5) 受託者は委託された産業廃棄物の収集運搬又は処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに委託者に通知しなければならない。

12 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）

- (1) 委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を確認し、マニフェストと照合する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物を事業場に搬入する都度、マニフェストB 1（収集運搬業者保管）票及びB 2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B 2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB 1（収集運搬業者保管）票を5年間保存する。
- (4) 受託者は、処分が完了したときは、マニフェストC 1（処分業者保管）票、C 2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に委託者に送付し、C 1（処分業者保管）票、C 2（処分終了）票を5年間保存する。
- (5) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E（最終処分終了）票を委託者に送付する。
- (6) 委託者は、受託者から送付されたマニフェストB 2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

13 最終処分の確認

- (1) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を報告すること。
また、受託者が、第7項により了承された二次処理先に搬出する場合には、当該二次処理先の場所等を同欄に併せて報告すること。
- (2) 受託者は、委託者に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

14 業務完了報告書の作成及び書類の保存

- 受託者は、本業務について委託完了届を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 委託者及び受託者は、契約書又は請書を法令により定められた添付書類とともに、委託契約終了後から5年間保存する。

15 積替保管

受託者は、委託された産業廃棄物の運搬途中に積替え又は保管してはならない。

16 業務の調査等

- (1) 委託者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (2) 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。